

相続法改正のポイント（1） —法定相続—

I はじめに

2018年7月に、相続に関する民法の規定に大きな改正がありました。

相続は誰しもが避けられないテーマであり、読者の皆さまが当事者となることも、医療機関の利用者に相続が発生することも考えられます。

本号から、相続制度について、改正点を中心にお伝えします。

II 2018年7月改正の趣旨および改正点

この度の民法改正は、少子高齢化や家族の在り方の多様化など、社会環境の変化を考慮したものです。主な改正点には、以下のものがあります。

- ① 被相続人の配偶者が、相続開始時に被相続人所有の建物に住んでいた場合、引き続き無償で当該建物を使用することができる権利が創設された
- ② 自筆証書遺言に添付する財産目録をワープロで作成したり、通帳等のコピーで代替することが可能になった（ただし、目録の各葉、記載のある面に署名、押印が必要）

なお、改正法の施行日は、原則として2019年7月1日とされていますが、いくつかの例外があり、配偶者居住権（前述①）については、2020年4月1日から施行され、自筆証書遺言の方式緩和（前述②）については、2019年1月13日から施行されています。改正点の施行日については、改正内容の解説のなかでも触れることとします。

III 本号のテーマ

本号では、相続に関する基本的なルールの確認として、法定相続人、法定相続分について説明します。

Q1（医療機関としての相談）

当施設に入院していたAさんがお亡くなりになりました。

Aさんの荷物や預り現金はどうすればよいでしょうか。

A1 法定相続人の範囲、確定

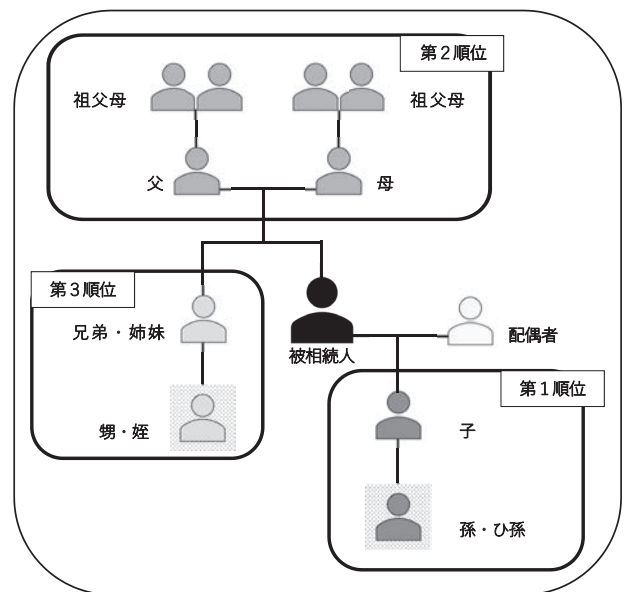
医療機関においては入院患者の緊急連絡先や施設利用者の身元引受人を把握していることが多いでしょうが、そのような方がいないことを前提と

して、お話しします。

(1) まず、Aさんの荷物や預り現金は、Aさんの遺産です。

Aさんの死亡によりAさんの相続が開始するので、Aさんの遺産はAさんの相続人に引き渡すのが原則です。

(2) 相続人の範囲は、民法上、次のとおりと定められています。



<用語説明> 代襲相続

上記相続関係図中、背景（ドット柄）が付いている者（第1順位でいう孫・ひ孫、第3順位でいう甥・姪）は、付いていない者（第1順位でいう子、孫、第3順位でいう兄弟・姉妹）が被相続人の相続開始以前に死亡、相続人の欠格、廃除により相続権を失っていたときに、図のとおり順位で相続人となります。このような相続を、代襲相続といいます。

配偶者は常に相続人となり、それ以外の親族については、図のとおり順位が決められていて、第1順位がない場合に第2順位、第2順位がない場合に第3順位、と相続人の範囲が移っていきます。

なお、「いない場合」というのは、例えば子や兄弟が存在しないという場合だけでなく、先順位相続人が民法の定める欠格事由に該当する場合や、廃除された場合（相続人が被相続人に虐待を加えるなどした場合で、裁判所に請求し認められた場合）、相続放棄がなされた場合を含みます。

また、胎児は、相続については、生まれたものとみなします（死体で生まれたときは除く）。

(3) 各相続人の法定相続分は、相続人の範囲により異なります。

① 子および配偶者が相続人であるとき

配偶者 2分の1

子 全員で2分の1

② 配偶者および直系尊属が相続人であるとき

配偶者 3分の2

直系尊属 全員で3分の1

③ 配偶者および兄弟姉妹が相続人であるとき

配偶者 4分の3

兄弟姉妹 全員で4分の1

なお、相続人たる子、直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合、それぞれの法定相続分は等しい割合とされています（ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1となる）。

また、2013年9月4日の最高裁大法廷決定を受け、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する規定は削除されています。

(4) 相続人の存否は、被相続人に関する戸籍謄本等（戸籍謄本のほか、改製原戸籍、除籍謄本を含む）を取り寄せて調査することになります。

戸籍謄本等は、本人や同一戸籍者、直系血族が取得することができ、第三者が取得するには、本人等からの委任状が必要となります。

弁護士が第三者から委任を受けた事件について戸籍謄本等を取得することは可能です。ただし、これは、受任している事件または事務に関する業務を遂行するために必要がある場合に認められた権限であり、相続人の調査という事件を受任することはできません。

以上のことからすれば、Aさんの生前には相続人を確認できず、身元引受人もいないような場合、医療機関の対応としては、弁護士にAさんの遺産引渡交渉を委任して、その委任事件の一環として戸籍謄本等を確認し相続人を調査する、というのが考えられます。

(5) そして、調査の結果判明した相続人に連絡し、遺産の引き取りをお願いすることになります。

相続人が複数いる場合に遺産を誰に渡せば良いか、ということは、なかなか難しい問題です。

法律上、遺産分割が未了の間は、遺産は相続人全員の共有であるとされ、各相続人に権利があるからです。

このような場合、引き取ってもらいたい物の中身や、相続人と被相続人との関係（相続順位や生前の関係）、相続人の反応等を考慮し、事案に即

して判断して対応するしかありませんが、相続人からの意思確認を慎重に行うことが必要です。

Q2（相続人としての相談）

被相続人Bの相続が発生し、相続手続のために戸籍謄本等を集めたところ、大量になりました。

預貯金も多数の金融機関にあり、いちいち戸籍謄本等の全部を提出することが面倒に思えてなりません。

何かよい方法はありますか。

A2 相続人であることの証明の方法

(1) 相続人が多数いる場合に限らず、相続人であることを証明するための戸籍謄本等が大量になることがあります。

そして、Q2のような場合、法定相続情報証明制度を利用することが考えられます。

(2) 法定相続情報証明制度とは、2017年5月29日から始まった、比較的新しい制度です。

この手続は、法定相続人またはその代理人（法定相続人の親族か、弁護士等の資格者代理人）の申し出により行うもので、申し出を行う者は、いったん戸籍謄本等を取得し、相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を作成します。そして、法務局に戸籍謄本等を提出し、あわせて一覧図を提出すれば、登記官から、無料で、その一覧図に認証文を付した写しの交付を受けられます。

この制度のメリットとしては、戸籍謄本等に代えて、交付された法定相続情報一覧図の写しを提出することで相続手続が可能となる場合があり、大量の戸籍謄本等を何度も提出したり、戸籍謄本等を再取得したりする必要がなくなる点が挙げられます。

他方、相続手続のための戸籍謄本等提出先が少ない場合には、この制度を利用してもしなくても負担や相続手続のスピードは変わらない、ということになります。

法定相続情報一覧図の写しの提出により相続手続が可能であるかどうかは、提出先の取扱いによるとされています。

不動産の所有権移転登記手続を行う際には利用可能ですし、現在のところ金融機関でも基本的に利用可能とされていますが、法定相続情報証明制度利用前に、法定相続情報一覧図の写しの提出で足りるかどうか、提出先に確認する方が確実です。